

童蒙在草

四

特279-189

279



1200501132068

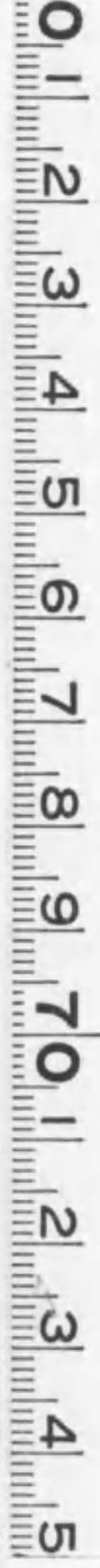
189

文部省書庫

五	七	二	九	原
冊	號	架	函	五
				九
				二

第二冊

共五冊



始



特 279
189

福澤諭吉譯



童蒙を以て草卷の務局

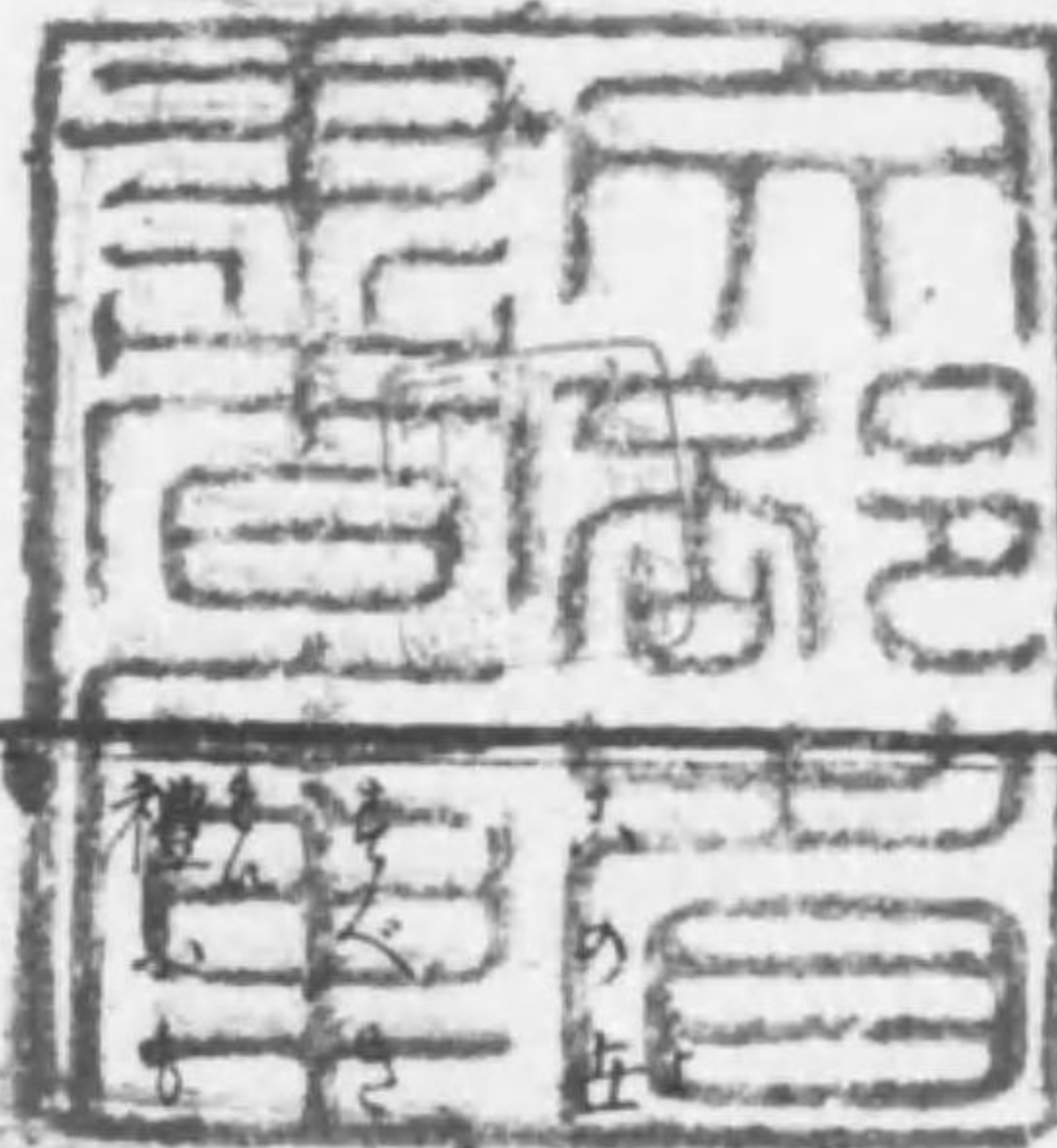
明治五年
壬申季秋

尚古堂發兌

文部省普

編輯局第三課引繼
明治廿一年十月受領

書庫引繼之證



童蒙を以て

草卷の務局

圖書山章

福澤諭吉譯

第十九章他人の天然の通義不就き誠を盡し事

小ほろる人ハ天の道不従ひ其身と心とを自由自在小

著の理何れも他人の通義といふ他人小對して失

小事をふさぎも差支はることなり又此の太平を害する

こと小ほろるは我思のより小事を考へ我思のより小言

葉を幾はるは是亦差支はることなり故小他人を以て我

童蒙教草 卷の四

きゆうと為を或ハ物事不害を為さざる人を制して我心
不従も一我心を以て其人の身を制し當人を一思ひの
事不事を為さしめを思のよふ事を考へしめざるハ大
なる乱暴もて其人の通義を害さるの甚だしきものと云ふ
べし其こも侵害をるの罪ハ當人の地面を奪ひ或ハ其金を
盗む不異ふることあり

① 佛蘭西不於ておやけりの事

一國の君たる者或ハ其國の貴族等ハ同類の人不對して威
權あるもの由る此威權を以て事を行ふハ依怙最負の沙
汰ふくして總便を主とし自かのカハ及ぶたけハ下々の者

の都合より中う小心を用べし若し然らざりて上たる者ハ
心得違はると云ハ恐ろしき變を生むるものあり元來下マ
の民百姓ハ國の政事正しくして慈悲深くさへおはさばよく
上は徒ふ者おはさども不正を以て無理不押付んとさうと云
ハ恐ろしき人情おありて其害をふること測る可らざる千三
百年代佛蘭西不おやけりの師として百姓一揆の起したるも
此一例ありとるをこつとといへる人この始末を記し
たることあり今其記事を左に掲てこをを示す
おやけりとハ佛蘭西不のりりり百姓一揆の名ありこの名の
起り由來ハ同國不て貴族の輩百姓どもを賤しめ嘲りて

おやくボのむとひひーよりこの一揆をもおやくけりの師と
 唱ふるありおやくボのむとハ結構人の三太郎といふが如
 き人を馬鹿ふしたる言葉ありおやくもく此一揆騒動の源ハ佛
 蘭西の貴族等年来百姓どもを無理小押付けこきを耻しめ
 こも成苦しめこも小無禮を加へしより始りたるあり元來
 佛蘭西の貴族等ハ百姓どもを見てこきを同類の人間と思
 へも自分より一段下たる者として百姓の自休も其家
 蔵自代も上たる者の思のより小取扱ひ生々も殺をも興
 ふるも奪ふも我勝手次第ありと心得て我儘を働くの風ふ
 るに下々の民百姓ハ依をもボる所なく唯國王を頼みし

るづり小艱苦を忍び居るをりをあり此時丁度佛蘭西と英
 吉利との戦争小佛蘭西敗北して國王も生捕とありし小付
 てハ國中の騷動一方ありを然る小貴族等ハこの騷亂の世
 小在て却てより増長し傍若無人憚る所もふくして威權
 を振ひ或ハ酒小酌して領分の百姓を苦しむるあどの惡
 行小及びりり百姓共もいよく望を失ひ盡して最早前後
 も顧もを乱を思ふの心を生ぜり身ハ飢寒の苦界小陥して
 貴族の榮耀榮花を觀るの怒不堪へど乃ち農家小有合ふ鏃
 鏃を携へ斧鉞を提げて數萬の百姓群集ふ國中の貴族等
 を残らむ伐ち平げんとて意を決したる勢ハさも恐ろしき

有様あり

夫の一揆ハ更々方々起りて遂に一國中の騷動ハ及ぶ
 愚民の一揆ハ古より其例少く上上の惡政ハ窮りて色て
 一時ハその箝を破るるハ乱妨狼藉至らざる所あり無知
 文盲の民ハ珍らしかば振舞ふも更ふとも怪しむ
 不足らば無数の群民雲の如く集り蜂の如く起り火を放て
 貴族の家を焼き其門を破り其城を毀ち其妻子を引出して
 こも浅あぶり殺しおらる等慈悲なきも亦甚だしくつふべ
 一其勢ハ恰も首の鎖を解たる病犬の如くふるて義理の何
 者たるを知らざる人情の何事たるを辨へざるあり

右の如く一揆の害ハ恐ろしきものなれども其本を尋ねば
 上より無理を以て下を押付けらば其無學文盲ハ陷ひきた
 る小由り一旦其箝を破りしは亦人間の情合を知らざ
 して斯く乱妨をも働くことなきハゆふがら一揆の者を咎
 るハ足らば其實ハ惡政の罪あり

○とをすをくらるくそんの事

英吉利の領分ハ西印度の地ハ年来亞非利加洲より黒
 奴を買へばこれを「色」ゆり」と名け其當人の生涯ハ勿論子
 孫までも買切りの奉公人と爲して其取扱ハ牛馬ハ異ふ
 毎年の黒奴を船小横込ニ運り度小て賣買する事

千人といふかどの數ふきども古より仕來て世間の人もこも小慣を千七百八十五年の頃よりハ怪む者もふかりが同年英吉利の國かんぶりとトの大學校に於て學校の書生小文章を作らしめ其出來のよれものハ褒美を與ふべしして先生より題を出せしことり其題ハ人を強てと色いりと為るハ理不當なるや否との問ありとをよきくらもくそんハ此時學校寄宿の書生ふもバ力を盡して其文を綴り學校の褒美を得たりこの文章を公け小吹聴せし翌日同人ハ馬小衆てかんぶりとトよりろんとんへ行きて途中小始終この文章のことを考へ何れ心配の様子ふて道もてか

ろとを遂小馬より下りて路の傍に坐し躬かき氣を轉して思ふに我文章の趣意も或ハ道理不戻りしからんと強て説を為さんととをもども一心不足りたる見識は如何しやもこも成變むべからむき色バ年来亞非利加の人を慈悲よく取扱ひしハ英吉利人の罪不相違も何れをこの上ハ世間一般の人をして活たる眼を開かしめこの一条小付き正しき義理を知らしめざる可らむこハ人間の一大事ふも此大事を身小引受力を盡す者ふりるべからむとて心まをくすもかきむしてろんとん小著し取敢て彼の文章を出版せしるバこも成見て心を動かし者も多かりしふもども當人

いふまでもなく殺害不遭てんとせしも数度不及び一かど
のこともまきどもくらわくせんハ其一心不決断せし趣意を
變むることなく一々遂ふ千八百七十年不至り英吉利議事院
の評議不て「まき」の商賣を禁むとの命を下す不至き
實ハ天下の一大事件といふべし若しその時より二十年
以前ハこの事を巧みかため語る者少くハ愚人ともいふも
狂人ともいふるべき筈ありん
英吉利不てもまき」の商賣を禁したる不付他の政羅巴の
國々不ても其例不倣ひ數年の間不皆禁制の命を下すハ
百三十四年不至り英吉利不てハ政府より二十萬不んと

金を出して諸方不領分のむを殘らむ身受しそ
こも後召使ふことを禁たり實此一条ハ人の不業を救
ひ大仕事まきども其源を尋むバ唯一人の仁心より出で
一ことあり世のたり不我一身を委ねて九人の企て及ぶ可
らざる所の功業を成したるハ人を愛し理を重んむるの心
深切ありといふべし

第二十章職分不就き誠を盡し事

金不ても品物不ても人の物を貰ひ其代として先方の家の
用を達する又ハ其田地を耕り又ハ其店細工場等不て
仕事をる又ハ其人の病を介抱する又ハ其人の名代と

ありて公事訴訟の場所に出るあどのことを約束をり死
 ハ先方の主人ハ固より我を信し必是等の事をよれや
 不為にあつんとて我小事を任せたる者あり然るも其金の
 を取て勤むべきの職分を勤めざるハ主人の目を掠て不
 正の金を取るといふものありて其罪ハ人をたゞて金を盗
 むハ異あつて譬へバ今うゝ小人何れ他の家小雇もまて一
 日小十時の間をくらけ何程々の賃銀を取らべしと約束し
 て一時の間怠るときハこの人ハ約束の賃銀十分の一を盗
 む者といふて可あり
 他人のため小事を為して身の面目を失ふことおかし人と

あつて信實をつくり心を用ひて残る所もふく其事を成
 さざる可らむ時を以て定めたる仕事おらハ其仕事の間ハ
 假令一分時たりとも無益な時刻を費する可らむ
 又この國小居てハ世間一般のため小盡るべき職分あり
 の職分を勤る小於ても信實を盡るべきハ人々相對して請
 合ひし仕事小於けるが如くおるべし即ち其職分ハ國の
 政事を評議する役人を入札おて推舉することあり斯る役
 人を撰ぶるハよく其人物を察して役義小相應るべきや否
 を考へ唯この一事小心を用ひて議事院の評議役等ハ唯
 一國のためを重んじて事を為すべき者あり裁判所の役人

ハ一國中の人と人との間、正しき理を行はせしむる者あり、何れも重き役義の者、是れ推舉するも、人を恐るゝこともあらず、或ハ又私人を最重むることもあらず、世間一般のたれも、信實を盡して我職分を勤めしむる者、或ハ又友達など、我相談も、ことごとく、信實我心不於て、其人のため、不宜しかるべきと思ふこと、或ハ或ハ又其友達なる者、人を用ひて事を任せんとし、其人の人物如何とて、我聞合も、ことごとく、信實、我知、所を告げざるべからず、若し我氣力弱くして、其人の怒らんことを恐るる人物の宜しからざるを、知りあがらざるは、進むること、何

バこそ、友達を欺くと、つゝ、ものあり、ことごとく、たれ、友達、ハ、いさ、人物を用ひて、又、この人、不欺、不害、を蒙ること、思は、さ、るべし、故、不斯、る場合、不臨、で、假令、心、不苦、しくとも、先、方、の人、不對、して、氣、の毒、なる、勇氣、を、振、ひ、堪、へ、恐、び、く、九、出、し、不、信、實、を、話、さ、る、事、あり

① 盲人と犬との事

年より、目、の見、へ、ざ、り、難、渡、者、ハ、乞、食、して、世、を、渡、る、小、犬、を、道の、案内、に、用、ひ、る、こと、何、れ、其、仕、方、ハ、細、小、て、犬、を、繫、ぎ、其、綱、を、手、に、執、り、て、犬、の、行、く、方、に、従、ひ、お、け、バ、犬、の、目、を、導、き、其、路、を、導、き、水、を、落、す、こと、も、あ、り、崖、より、轉、ぶ、こと、も、あ、り、怪、我、の、心

配くわいはさざりあり或時羅馬の都小盲人の乞食こじきりて犬いぬ小別せうべつかして往來せしやこの犬ハ珍めづらしき知恵ちえありて且かつ主人しゆじんのため小深切こふかをつくり正ただしくおさざる振舞ふるまをふせしことか
一盲人ハ一七日の間小二度ふたたびをうり同卜町どうふちやうを通り得意とくいの家
の門かどを立て報謝ほうしゃを乞ふの習なづかありしが犬ハ既すでに其路そのぢを心得こころえ
て案内あんないを為し報謝ほうしゃを施しとぐしとむすし家ハ軒別けんべつ小立
寄り盲人の報謝ほうしゃを乞ふ間ハ其かた人小休やすみと居ゐて其家そのかより
報謝ほうしゃを乞ふ状あはれ或ハこせ成断なりきりるとはハ乃すなはち立て又また犬の報
小行き報謝ほうしゃを待まちつこと前まへの如ごとく或ハ其家そのかより小銭こぜを投な
げ與よふるとはハ盲人ハこせ氏し探たづねること出来できることも犬

ハ決して其錢そのぜを見失みまふことかく是こゝを口くち小加くわへて主人しゆじんの手
小持もちる冠かんものの中なかへも一度いちども誤あやまることかし或ハ家の窓まど
よりそのんの父ちちらを授たづね賜たまふこともしり此犬このいぬも我家わがやにて同
うも十じゆ分の養やしやを受うけ者ものあはぬハ畜類ちくるいの持前もちまへにて是こゝを喰く
べき筈はずある小決こけつして然しかも假令たとひ細こく腹はらハ空くわくとも主人しゆじん
と與ともる者もの小可よくさばせハ唯一たがひ切きの食物じきぶつも口くち小つけし事ことハ
人の心こゝろ正ただしくして其行状そのぎやうじやうの慥たしかなることこの犬いぬの如ごとくお
バ大小おほい譽ほめむべきことあり

將軍しやうぐんわしんとんの事こと

亞米利加合衆國あみりかがうしゅうこくの大統領だいとつりやうわしんとんの一人ひとりの友達ともだちありて

の一人ハわいんとうんと共小出陣して英吉利の兵と戦ひ太平
の後も日ハわいんとうんの家ハ出入して格別の親友あり
ガ元来氣前より人物ハてさしでがましくもかく人ハ
世ども事を為さく才氣ハちと乏しき方あり此時不當
りより明後より大統領より其役人を申付べき苦あり
クバ諸人の思ふは彼の人物を國のため小軍功も有り大
統領ハ格別の間柄ハて統領のこせ紙用ひんとするハ勿
論のことハ此度の役義を蒙るハ於て必むむらかき
ことハ以るよりして心の内ハ待ら構へざる者あり
然る鬼小又この役義ハ就かんとする者一人有りこの人ハ

格別の人物ハて才氣ハ申分ふと雖ども國の政事向の
ことハ付兼てわいんとうんの議論ハ合さく大統領のためハ
功を表したることハ方く却て統領の為さ事を妨げんとせ
しむどの次第ハて大統領ハ親しき者ヲをも皆この人ハ
不和ハきバ諸人も其役義ハ就くことハ逆も覺束ありと思
ひしが豈圖らんこの度の役を命ぜらる者ハ大統領の
友ハ何れも其敵あり
この事ハ就き最初より氣をもみし者有りてわいんとうん
の許ハ至り此度の役を命トたるハ不都合ありとの趣を述
べしバ大統領の答ハ云く余ガ朋友ハ余ガ心を以て交る

あり其人ハ余が家小来りてうろろにあり余が心小對してあろろにあり然もども其人物を察する小性質美ありと雖ども事を為さるべき男小つを一方の人ハ政事向の議論ふ於て余が敵ふもども余が私の心を以てこも如何ともしまぐわらむ余ハおろろとわいんとんおろろを以て合衆國の大統領ありおろろとわいんとんの私の身を以てハ初の人小對一力を盡して深切を表さるべきもども合衆國大統領の身ふてハ去きを如何ともしまぐわらむありと

は捌きの役人がまこい人の事

英吉利王第四世へぬりの子あるをうるまの君ハ理非の分

別かき人小ハ何れも性質短氣小して其交り野の者ハ何れも宜しからざる人物あり或時この王子の友達小罪を犯さる者つりて裁判所へ引出ださる捌きの役人がまこい人の前ふて仕置の申渡しつりけむ王子ハ固よりこの者を救さんとするの心切ある由りこの申渡しを聞て怒ること甚だしく場町柄をも辨へて裁判所の席ふて捌きの役人を打擲せりこの振舞の乱暴あるハ固よりいふまでもあきことあきども王子の身分とつひ殊小其父君ハ現小國王ふまば誰れこをも恐る憚りかざる者つらんよのつねの人あつた必む王子の罪を咎ることあき苦あきどもがまこい

んふ於てハ然らば其裁判の役人たる職分を重んじて身の
危き儀頼るを勤る所を勤めんとて獨り心を決断し乃ち王
子の無禮を咎めてこまふ入牢を申渡したる
王子も元來分別なき人物なりとぞも躬うら其罪を知り
身分の貴きゆゑを以て自憐罪人を救まんとするも國の
法は於ておま成許まむとの理伏しておんトやうふ入牢
の命を受けたり
右の始末國王の聞ふ違せし王の喜悅斜あむ手を拍
ち聲を護して云く國の法を行ふは斯くも勇ましき一人の
家來りハ余が幸あり斯る罪伏せり一人の子たるハ幸

のまら幸ありと王も亦明君と云ふべきあり

② 誠り入札人の事

こつとらんとして議事院の評議役を撰ぶの法ハ四箇村
或ハ五箇村の組合ふて其内より入札を以て一人を擧る仕
来あり昔日ハ村ふて入札する者ハ其村の役人ふて一村ハ
十六人乃至十八人なりりのものなり入札の組合四箇村
て二村ハ此人を擧んとし二村ハ彼人を擧んとして其札の
數双方共ふ同トすハ二村づゝ順番ふて決着の札を入
て一方の入札不従ふの風あり
頃ハ千八百七年國中一般の入札りりし或村ふて決着

の札を入り小村役人の數丁度二分を一方ハ此人を舉
んと一方ハ彼人を舉んとし如何とも決し兼たふ付
さし別一人の札を取てこゝに定めんとして人物を求
めし身元賤しき鍛冶屋なりてこの札の役不當なり然
る小此度の撰舉不當なれば二人の者ハ唯鍛冶屋の心次第
ふて身の浮沈も定ることなき一人の者よりひそく鍛
冶屋の許へ使を遣し何卒我たり小札を爲し異よとて
頼入りし鍛冶屋ハ包を隠しこともなく自分ハ素より
一方の人へ入札も積りて既小其心を決したりとの旨を
答へたり使の者ハこゝに聞て大失望を失ひ何とて其

説を愛へしめんと色々不方便を用せども更小其甲斐は
なきは乃ち利を以て良きを別入せんとし若し此度の一条
ふ付此方の思ひ終小入札もこの事ハ其謝義としをよ
き職業を授け且子供の世話をも爲し遣はしとの趣を何
となく云合めけしとも鍛冶屋ハ少しも動く氣色なくこの
度の入札ハ同國の人々へ益を爲さきたためふとて余が身
小受たる委任なきに余が真心ふて其人々のため小宜しか
るべしと思ふ通りおせざるべからざる自分利のためを謀
て或ハ他人ひとり心の心を悦ましめんかどのため小取計ふ
べき事柄小つとぞとバ余小於てハ決して斯く取計てざる

ありと答へけしバ使の者も當惑したもども尚も我意を通
 さんとしきりバ最前の約束の外金子を贈らんとて初ハ
 五百がんとを興へんと云ひ次ハ千がんとと云ひ又増
 て千五百がんとと云ふ上りたり假令ひ五百がんととふても
 此職人が生涯の稼を以て貯へ難き大金ふもども更ふこの
 金不迷ふ心なく如何不しても兼知せざり不由り使の者も
 せんり大まくり取りけしバ其翌日の入札ハ撰舉せしむた
 る者ハ序相手の人物ふしとぞ此人ハ耻を知りて賄賂を
 用ひざりし者なり

第二十一章借財不就き誠を盡し事

他人を使ふて仕事を為さしむる状又ハ其人より物を買ふ
 て其貸銀状又ハ代金を直小拂らさざるにハ其拂ふべき
 金の高を名けて借財といふなり斯く人を使ひ物を買ひし
 者ハ借方ふて人小使も物を賣りし者ハ貸方あり
 高賣する者ハ互の便利のため度々人の物を借らざらん
 くと或ハ又高賣小関するともよのつねの事柄ふて折
 隙ハ是非とも互小貸借をることあり人の物を借ても時を
 違へてこも返さずき目當りて借方も貸方も双方
 得心づくのことふも互小貸借をるとも道理不於て差支
 ふしと雖ども或ハ己を返さずき慥なる目當もふくして

安小借るハ甚だ宜しかりざるものとありてハ他人の物を以て
 自らの利益とあり他人の骨折を以て身を養ふといふも
 のふて其實ハきよき盗賊の類あり
 正しき人ハ徳處ふき次第のふざもバ他人の物を借ること
 ふし又ふき返さるべき慥なる目當のふざもバこまを借る
 ことふし既小借財をれば常小心を用ひてこまを忘るること
 とあり萬一ふも思拭ふきこと出来て拂方ふ差支るやハ
 乃ちこまがためふ心を苦しめ何とてこまを拂ふんと
 て様々小苦勞し些細の残めても皆済ふ至るまでハ等閑ふ
 もることあり

○むせのその君の事

日耳曼の小國をせんその君およりとをぬるハ九を今より
 百年むり以前の人ありしが其勝手向不如意ふて借財甚
 ど多きふ付或人この君小説き國中の者へ新ふ運上を増し
 て勝手向を取直さるゝとの音を勧めたり一國の君たる身
 がかつて金を得るの趣向ハ先づ運上のもことら思てるは
 尋常の君ふらバ必この説小従ふべき筈ありふきぬるは
 於てハ然らば獨り自かと思ふよこの借財を爲したるハ國
 中の者ふりもさされハ國中の者をしてこまを拂ふてむる
 の理ふしとて先づ無益の供人馬ふぞ減せねと

慶不引籠りて儉約不慕一^ち定式の費を省て金を積と次第不
借財を拂ふの仕組を設けし^りこの仕組不^て借財の高残ら
を亡付きし後本國不^歸りし^り國民の親し^きを得ること
以前不^百陪し^てろよ^く其位を保ちし^つふ

○^ろでんてむ借財を返さ事

高賣不^案外の事起^りて大なる損亡を蒙り^て其借財を拂
ふべき見留あき者ハ貸方の人を集て其次弟を告げ身代^り
てかぎりの物を出して貸方の人々ハ分配し^て是^を借財
を皆済^むる^{こと}なり^し頃^には^も債町人の分散と名づく筋合正
しき分散あま^に世の人も^とは^債請^ふこと^とあ^く却^て氣^の毒

小思ふものなり斯く世間の人も^もこ^の後^に許^し且^に國^の法^に於^て
て^も其^借財^ハ皆^済不^{あり}たる^訳あ^らども^若し^し當^人不^あら^ば
を拂ふべき力^{あり}ま^ば正味^に借財の高を^残ら^ざ返^すま^ら可^ら
ぞ^即ち^是人^{たる}者^の心^の責^{あり}さ^もども^一度^分散^{した}る^者
者^不て^更不^其舊^借を^拂ふ^{べき}不^どの^身元^不あり^し者^ハ世^に
小^稀あり^或ハ^こを^拂ふ^不得^さ不^どの^身元^不あり^しも^の
ふ^まふ^らし^どれ^{ども}實^不昔^日を^忘れ^して^これ^を拂^ひ
者^ハ尚^更不^稀あり^若し^斯る^人物^はバ^面目^を知^る人^と
して^譽む^{べき}者^{あり}
う^らん^さう^んガ^亞米^利加^の町^人で^んま^の事^を記^せし^文

小云くでんてむハ初め英吉利のうりをとるふて商賣せ
ガ方々へ借財の高増してこそ成拂ふこと能もど乃ち金主
へ夫々の計合を付けて亞米利加小行き更不商賣不出措
て數年の間小くは身代とおもつ其英吉利小歸るとはハ余
と同船したる一が歸國の後以前金を借たる金主の人々を
案内して酒宴を設け先年借財のこととてを申込
容易く其談判を聞入も異一段のけかへて一禮を迷
べけきバ列坐の客も唯一通の挨拶あふんと思ひハ初
て馳走の皿を取替るるは皿の下を見せハ路々の前小銀坐
の手形り即ち舊借の元利を揃へハ高ありしとて

は貴族あるとての事

英吉利の貴族ある小人と人小二人の子り兄をあるとを
りと云ひ弟をあると人と云ふも小人と人の死ある
るは數千とんと借財りて其家を續ぐ者ハ長子あると
もうありがこり特別段の法を以て亡父の借財をバ拂
むとも差支ふきこと小定りしとてあるとてハ心小於
てあるとをこりろりとしてを獨り自か少謂へらく假令ハ
の家を續ぐも借財を付するをハ安樂小難をべかむと
てこそより數年の間嚴しく儉約して漸く亡父の借財を拂
ふべき方便を得たり

諸方の借財を拂ふに高百五十和んとの返済を求むとて
 證文を待參せし者有り主人こも代聞てよく其次弟を詮索
 せし小證文の高八百五十和んとおもども元この證文を所
 持せる者ハ貧しき老人ありしが五十和んとの金おて此度
 の人へ其證文を賣せしとめ始末明白お分せけと主人の
 云く余ハ正しく汝と勘定を為さるべきのこおて過分のもの
 を與ふべからざる小五十和んとの金有り汝が證文を買
 ひし高あり別小利足の金有り汝が證文を買ひし日より今
 日お至るまでの割合あり此元利を持去るべしと云ひけと
 先方の者も恐入り假令ひ一錢を得ざりも法お於てつ

一方もあき苦あふ先う別段お損亡も何とぞおとてと
 色おて満足せしとぞ其後主人ハ又彼の初小證文を所持せ
 し老人を詮索し其貧窮ある様子を聞きとも小證文の本
 高と定りの利足を與へたり
 右の次第を觀る小怒るもさりの氣力慥おして義理固き人
 物たるハ若年の時より既小其證抑り其後英吉利おて高
 き位小登て國家の大任を受けしもの氣力とこの徳義と
 小由てあり
 第二十二章鄙劣なる利益を得る小當り誠を盡す事
 世の中お出世金儲の方便ハ様々ありものおとバ或ハ國の

捉とらへてハ禁とがむる所ところハ何なにも其その出世しゅっせ金儲かねたくわの趣意しゆい柄がらハ由よしり世間よかんの人氣にんぎを怒いらむ事ことも或あるハ其事柄そのことの鄙ひ劣せうふるものも何なに故ゆゑハ自分自分の身を貴たがひ自分自分の好このよざり事ことを以もつて他人他人ハ仕向しやうむことあらんと欲ほむ者ものハ斯かる出世しゅっせ金儲かねたくわの場合ばあひハ當あたりて人ひとたるものハ職分しやくぶんを思おもひ天理てんりハ背そむて身を富たかむるとの振舞ふるまハせざりやう

い およりトせいでどの事

およりトせいでどのちんをむまそやの貧家ひんかの子こあり或ある老婦人らうふじんの恵あままて育そだてらる年頃としがら小ありて人の家いへハ奉公ほうこう給たま仕人しじんたりハ漸しだく出世しゅっせして賄方まわらひとあり其心底そのこころも律儀りつぎハ

て萬事ばんじハ心こころを用もちるを以もつて大主人おほしゆじんの意いハ叶かなひたり主人しゆじんハ一人ひとりの妹いもうと何なにがでいどの立居たちゐ振舞ふるまいと愛あいらる又また男おとこらハきを見て朝夕あさゆふこそ以もつ親おやハ戀慕こいぼの情なさけ浅あはかど扱あつか今いまでいどのたり小謀こまるふこの處女むすめの心こころをよそく動うごかして竊ひそ小契せうせきを結むすびあハ身みのためハ大おほなる利益りやくあり人ひとハ處女むすめの情なさけも黙止もくしがとく且かつハ身みの出世しゅっせのためとて一時ひとときハ迷まよの心こころを起おこさしるふも何なにが又またて自みづかり考かんふるふこハ出世しゅっせの本ほん前まへハ何なにも今いま君きみハこの處女むすめと契せきて夫婦ふうふとありハ主人しゆじん始はじめ一家いっかの老らうをハ心こころを傷やめ我身われみも處女むすめも共ともハ耻はを蒙まる小至こらん逆さかりのことハ此こゝハ一糸ひとついでを主人しゆじんへ告つることを我職分われしやくぶんハ

をと思ひ乃ち主人の許不至事の次第を語り迎も不都合
ある縁なきも思ひ切らやう其取計を為し給へといひけ
れば主人も其操の高きも感して彼の妹をバ遠方へ引分け
其後間もあくでいどのため小周旋してやれ役義小推舉し
たりでいどハ此役義小就き数年あつて一家を起し今
ハ彼の處女小配耦もるも耻かしくぬ身分とありたもバ
舊の主人の許不表向小督禮の儀式を整へ一家親類小
異存なく睦しき夫婦とありしとぞ

第二十三章物の賣買もること小就き誠を盡す事

物を賣り物を買ひ其外都て金銀品物を取り遺すもること

不付き如何なる仕方あるとも決して相互小人を欺くべ
らま

商賣人の家小用る目方寸尺ハ米一粒の重さ毛一筋の申た
りとも偽あるべからむ性合の宜しからざる品をよれたす
小飾りて人を欺くべからむ眞實の品柄小應し價を求め
いさゝかたりとも過分の利を貪るべからむ

又一方より云へハ物を買ふるに賣人の誤りて品物を多く
渡すか又ハ其品物の性合初小直をつけしものよりもし
ことゆゑに買人の方より其間違を賣人の方へ告げざるべ
からむ或ハ又其品物を既小買人の家小届け後小て間違

を見出ることあり買人の方より其間違だけの品を返さ
 欲又ハ別段其代金を拂もざるべからず
 世間の人或ハ心得違て物を賣買するハ成るだけの力
 を盡て人を欺くも差支ふと思ふ者有り譬へばこゝ不
 ①の二人有り②ハ賣人ふて③ハ買人あり然るも④の思
 ふ品物ハ現在目の前不出せることあるハ其性合を見分
 け其多きと少きと改むるハ買人の役前ある故に賣人
 よりこれを欺くハ勝手次第あり其欺かるハ買人の不調
 法あるハ人を咎むべからず⑤の心ハ他人を邪
 推して⑥も亦已と同一了簡あると思ふがゆゑ不斯る賤

類の振舞ハ大惡無道といふべし如何なる者ふても同類
 の人を欺きて其罪を許さべきや故に⑦も⑧を欺きたる
 ハ⑨のため小謀る不むしる人欺むるも人を欺くこ
 となき代良と見るあり但し物を賣買するも直段のこと
 を彼是とやうすしつゝハ唯其品物ハ相當の價を定めん
 ためのこゝ不て差支りざるあり
 廣く世の中を見るハ人を欺ひて富を致せし者ハ甚だ稀な
 り斯る輩ハ假令ハ政府の法は由て罪せらるざるも次第に
 賣買の相手を失ふて罪を蒙るよりも苛きことあるべし人

不嫌きらず色人いろびと不賤いやししきもて後始のちて驚おどろき繁昌はんじやうの道みちハ正直ちやうじき不在ない
すこのことお心付こころくも既すでに後のちもたるあり

㊦ 律儀りつぎふる丁推てうちの事

田舎いんやの老人らうじん其子そのこを連つれてふりまるく不來きり吳服屋ごふくやへ丁推てうち
奉公ほうこうお入いを初はつの間まハ都合とくあよかうりを一日いちにち或ある婦人ふじんとの店みせ
不來きりて縮ちぢの衣裳いさうを求もとめし不付つき彼かのの丁推てうちハ望のぞみの品しよを出だ
直段ちやうだんの相談さうだんも出来できて代金だいきんを請取うけらんとまるとは不圖ふとそ
の着物きもの不疵なき所ところを見出みしし乃なちことは成婦人なりふじんお示あしして云いく今いま
よくこの品しよを見みるらくは少せうしの疵きずのて手前てまへの職しやく分ぶんふと
ハ念ねんのためお申まをしし上うるとはけけはは婦人ふじんもこをを聞きき買かひ

もどして去さてたり

家の主人いへぬしハ竊ひそふこのま様さま子こを見て大おほ怒いらり即刺す手紙てがみを認まり
て田舎いんやの親許おやぢ不遣つらしし早速さつそくこの子この迎むかひ不來きりしこの小僧こぞう
ハとても町人ちやうぢんとおふるらんき者ものお何なにとまとの旨むねを告つげたり

親父おやぢハ熟じゆくてこの子この正ちやう直じきふるを頼居たのまたりしハのことお
とバ店みせより来きりし手紙てがみを見みて心配しんぱい少せうまるりしを兜かぶとお角かく子こ
供たねの不調ふてう法ぽうせし次第しだいを聞きんとて急いそぎふりよるらくは行いき主しゆ
人ひとの面會めんかいして此子このこの迎むかひも町人ちやうぢんとありし難がたきとハ何等なんとうの次第しだい
ありやと尋ねたづねけば主人しゆじんの云いく機轉きてんきかさるらありし既すでに
兩日前りやうじつぜんのことあり或ある婦人ふじん店みせお来きりて縮ちぢ物ものを買かひんとせ

一、此小僧のケハらざることを欲せやべり其品物小疵の
るなきに客へ告げ遂に高貴を仕ふにあらざる品物を
吟味するハ客人の役前あり自かして其疵を見出さるるに
夫迄のことあり然るに此方より態々疵あるふとて知ら
ざるハ馬鹿のといふべきありと

親父ハ又重ねて念を押し悴の不調法と申すハ唯この一條
のこふて外小何を罪ハつとせやと尋ねけり主人の答ハ
固より此一事のこふて其外ハ申すをといふ小親父ハ
打笑ひ左のそのことありハ余ハこの子を愛むること以前
小百陪せり但しこの度の一條を態々告げ給ひ一段ハ辱ふ

一、雖ども最早余ハ一日もこの子を君の店小置くべから
ざる親子諸共早々立歸りといふ

③ 焔硝を請ふ事

百年をわたり以前より北亞米利加のみにせりとつゝ何の
邊小住居する土人ハつゞり歐羅巴の人と交りしことあり
て一々其項或る政羅巴の商人彼の土人の住居せる里小行
き愚民共へ鉄砲の用ひ方を教て持行き鉄砲と焔硝を賣
渡し其代小獸の皮を取て歸りしことあり其後又佛蘭西の
商人交易の品小焔硝を仕入きて同所小行き小土人共ハ
其以前小交易せし焔硝を澤山小所持してこの度の品を買

ふべき様子うらぎさ色バ佛蘭西人ハ大困大に困て彼是彼等と工夫
 を運運ら一賤賤一一計略を以て土人へ告告るハハ硝硝とといふも
 のハ草の實實小て其草ハ稷稷ふどの如如く畑畑小出来出来る月のあり
 と欺欺きけ色バ土人等ハこも彼信信小受け所持所持の硝硝を残残ら
 せ畑畑小蒔蒔きて新新佛蘭西人の品を買買ひ其代其代小獸獸の皮皮を渡
 したる
 土人等ハ硝硝を蒔蒔一畑畑へ猪猪鹿鹿ふどの来来て種種を荒荒らさぬ
 中中う小小番人番人を付付け時々見廻見廻てハ硝硝の苗苗の生生ふ
 を待待てとも更更小芽芽を出出もべき様子もうらぎさ色バこハ怪怪
 むべきことあり若若一ヤ佛蘭西人の偽計偽計ハハうらぎさやと心心

付付け新新のの時時も過ぎ去去りて其種其種よりいよく草も木も
 生生えさす生えさすし大大小望小望を失失ひ全く彼彼ヶ計略計略小乗乗せらる
 多多く深深くこれを遺恨遺恨小含含め其後其後彼の佛蘭西人ハ自分自分
 てこの里里へ来来るハ憚憚るゆゑ仲間仲間の者へ色々の代物代物を
 持持たせて交易交易小遣遣たりたる小土人等ハ何々の手拭手拭小てこ
 の良良の佛蘭西人佛蘭西人も先先小偽計偽計を行行ひ一者者の同類同類ありとのみ
 と探探得得たも先先うこも彼知知らぬ体体小取取成成してよよに
 かり小扱扱ひ其荷物荷物を置く場所場所も村村の中程中程ある一軒軒の小
 屋屋を貸渡貸渡しけ色バ彼の商人商人ハこの小屋小屋小て荷物荷物を解解き交
 易易のため色バ持来持来り一品品を残残らを出出してこも並並へ立

て見世の飾をらるゝ出来一處へ先度欺くもて硝硝の種を
蒔き一者共一度小この見世へ押込るゝやくもふく銘々
の氣小叶小物を奪取し瞬く暇小交易の見世ハ空店とあり
たり商人ハこの振舞を見て大小怒王早速里の乙名の許小
行て事の次第を訴へけきバ乙名ハいんぎん小挨拶の口上
を述べこの事小就てハ必曲直を裁判して君の身小迷惑
ふきやり取計ふべしきもどもこの裁判を為さ小ハ硝硝の
實ニ時節を待たざる可らむ其子細ハこの里の者共もきし
ころ佛蘭西人の勤小由て硝硝の種を蒔きたるハ追々其苗
も之實も熟もる時節小あつてき申其上小て里の者一

同申一合セ山小狩して獸を捕り其皮を以て君の失ひ一品
物の代をも償ひ又先小君の同國の人々深切小硝硝の作方
を教へ呉いらるゝろざり小も報る積ありとのひけきハ商人
ハ尚も土人を欺かんと一硝硝の苗ハ佛蘭西の國小てハよ
く生立てもよまの邊の土地ハ硝硝小相應せざるゆゑ迎も
實ることハむろかりるべしおどて様々小つひひめけせ
んと是もども最早土人もこも儀兼知せし商人ハ大面小目
を失ひてもちふささふして歸りたりとぞ抑も此商人ハ土
人のため小斯く速くつつけさるゝ少しも耻る氣色小
さハ人たる職小を知らざる者といふべきあり

右の如く佛蘭西人の不埒を働きし由り損亡を受けし者ハ當人のその何れを其後土人ハ佛蘭西人とさへ其は決してこそ交易を為さず遂にこの里小於て佛蘭西の商賣の道ハ絶て一國の損亡とありたり世の中ハこの類の事甚と多し英吉利の或る場所ハて笹縁の切を織り其土地の産物たり一ヶ一ヶの笹縁といふものハ正味直打さきものをも善やうし小作出さき品柄なるゆゑ追々偽物を作して世間の人小厭も也近年ハ至りてハ全く其土地の産物渡世の道を失ひしことわり又先年英吉利の政府下院の評議小云へることわり同國のいふらんどの一州ハ出來る麻ハ

英吉利國中小用るだけ十がふも英吉利へ外國の麻を持渡ること甚だ多く且その直段もいふらんどの麻より高し其次等を尋る小いふらんどの麻ハ濕氣を與へ或ハ俵の中の方へ坭を入さまとして目を重きやうし小荷作して其濕氣のため小麻の性合を落をもものわり斯く不正なること成働く者ハ二つあり小五人ハ人小ても買入の方小てハ何いふらんどの麻と何はハ一々其品物を改めて後買もざるべくも品物を改め吟味する小ハ時刻を費し手間を潰さることふさハ其時刻と手間とハ即ち金小異らき故小斯く改めの手間を費さ品物を買ふ小ハ慥なる品物を買

ふかどの價を出る人かどを且又高貴の相手ハ誰ふても買
人の勝手次第あまバ不正の者を相手ふし物を買ふより
も正しき人と取引するを去る人よく思ふハ人情の常あり
右の次第を以て「い」からんどの麻も彼の笹練の如く追々
世間の人小柄やぶま色で透小ハ高貴の道を失ふに至るべ
右の話を以て考ふは物の賣買を正しくするハ實ハ大切
ある事柄あり

第二十四章 約束を守り小就き誠を盡す事

人と約束をせし其先方の人ハ我を信し必し其約束を違ふ

ことハあつた人こそ専ら此方を頼みし銘々小心工面
をもちものあり然るに此方小て其約束を破るは先方
の人ハ大柄をちひして兼て心不用意たる仕組も水
の泡とふる人故小子供あても大人小も一度人と約束
して其事拙らきこと小き人何れもバ假令ハ我身小取
りてハ不都合ありとも必しこも保守らざるべからず子供
の事より僅の事小ても約束を等閑小らるは次第小
あま小慣年より後小大切あるを約束しても矢張
これを破るやう小ありて世間のひと小嫌まき賤しめらる
べし

いむり西人と西班牙人の事

往古西班牙の半國ハむり西人ハ押領せしむたり
 阿非利加洲の北ニある其時代ハ或る日西班牙の人若き
 ろつこの國の人種ありむり西人と一寸したる喧嘩の上ニて圖らむもこれを打殺
 したるより小其場を逃去して隠處を求めし別荘と云ふ
 べき愚めし中其塙を飛越して内ニ這入る見れば其主
 人もむり西人あり依てこもふ事の次第を告げてかくすも
 せん出とを頼むたり
 むり西人の風俗ハて共小物を食ひし者ハ危き場合ハ臨で
 必だこをかくすふとの仕来ふも主人ハ必だこの西班

牙人を救ふべしとの證據として有合ふ桃の實を取て共小
 食ひ先づこの人を離坐鋪小入きて錠を卸し夜小入らば尚
 又大夫ある鬼へ移るべしと云置きて別荘を去り本宅へ
 歸りたり

主人ハ我家へ歸り漸く坐小就く折しも大勢の人數泣き
 叫び今西班牙人小殺さきたるこの家の子の死骸を門口
 よう荷込きたる主人ハ見ちよう打驚きこを殺したる者
 ハもあなを今我かくすもんとも西班牙人小相違
 ありと覺悟を定め事の次第を誰にも告げざりて夜小入

彼の別荘べつていに至りて座鋪ざいより西班牙人いせやにんを出し名馬なばを貸して
こもふ衆らゝめ別を告て云く如何いかふ耶蘇やその人に指さしして以もつふ
今朝けさ君の手てふ拭ぬぐて殺ころしたる相手あいての者ものハ我子わがこあり君きみの
罪つみを遁のがるべき道みちありと雖なども余われ共ともふ物を食くふたをバ余
ハ約束やくそくの言葉ことばを守まもらざるべからむ夜の間ま疾はやく走まはり給たまふ
べし曉あけふ至いたらバ最早もはや氣遣きぢもあるまじ君きみハ我子わがこの血ちを流ながし
て罪つみを得えたりと雖なども余われハ君きみ對かむして斯かくも罪つみを犯かむこと
ふし信まことを守まもて失うせざるハ天あまの余われを恵めぐみ給たまふ所ところありと

③佛蘭西王ふらんせいおうおよびよんの事

紀元千三百五十六年佛蘭西王ふらんせいおうおよびよん英吉利いぎりの將軍しやうぐんぶらつ

きぶらんと戦たたかて敗北はいてし擒とらへとありて英吉利いぎりへ送おくりて同國どうこく
ふ止とどむこと四年よねん英吉利いぎりふてハこの佛蘭西王ふらんせいおうを以もつて其國そのこくの
人民たみを諭さとさしめ英吉利いぎりの思通おもひどほりハ和睦わかくを結むすむんがためこ
まの赦ゆるして佛蘭西ふらんせいへ歸かへらしめたりこの度の和睦わかくハ付つき英
吉利いぎりより云出いひだしたる箇条くわじょうの中なかハ佛蘭西王ふらんせいおうを赦ゆるしたる代しろと
して四百萬金よんひゃくまんぎんの償金たがひを拂はらふべしとのことありて佛蘭西
王おう歸國きこくの後のち國中くにちゆうの人民たみこの箇条くわじょうを承知まかせ給たまへて和睦わかくの談
判だんぱんも遂ついに小調せうてうひ難がたし
佛蘭西王ふらんせいおうハ一度いちど赦免しやめんの身みと爲なりたまども國中くにちゆうの人民たみふて
英吉利いぎりへ約束やくそくの償金たがひを拂はらふべき様子ようすあきを見て自國こくふ止とどま

るをうろよしとせど再び英吉利小行き申訳のため囚停
小就かんとて自から心を決し左右の人々こきを止むまじ
も聴入まきして云く一國の人民悉く皆信義を忘却まると
もせめて國王たる者の心小ハおきを守らざるべからむと
右の次第小て佛蘭西王ハ英吉利へ歸り再び擡とあつて遂
小ろんぞん小於て命を終まら

第二十五章益なき惡事を為さざるやう 誠を盡さ事
人の性質輕々しくして或ハ無益小徒らふることを為さ者
あまとも少しく心を留て考ふま甚だ宜しからざる事小
ア或ハ奇麗小出来たる離巧きハ一寸その疵を引ぬき或ハ

新らしく塗たる見世の看板を見て手の届く處なきハ指を
もてこきを汚し或ハ人の別荘小とへ行けハ木を折壁小
疵付け又ハ木片小ともて其壁小自分の姓名を記し或ハ人
の家小這入ま書画置物小と立派小飾付けたるをも憚ら
むして座を撤し諸道具を狼藉小乱り或ハ人の園を見物ま
るうた番人小と人小たさきハ花段を踏と築山を荒し花を折
ま實を取らふと一々計立ら小違つら是等ハ皆又の物小
て朝夕其人の心を樂まむる所の品小なる小趣意もふく徒
ら小こま残ふとハ鄙劣ともいふべし又無禮ともいふべ
し或ハ又料理茶屋小とく行き其席の食物を被小入ま又ハ

無益ふこきを荒らして歸る者有り世間の人ハおきを拾別
 の出らうも思わざきとも其實を云へバ盜賊あり茶屋の主
 人ハ唯一時客人の飲食をも大けの品を供へてそきだけの
 代を受取る有り然る小自分の飲食もよろ外物へ手を
 付カハ盜賊おらうとせし何ぞや
 何品小限らむ假令ひ我ものふても或ハ人のものふても一
 度こそ残ふるハ最早世の中の役ふ立たざりやゆゑ
 其残ひ一だけこの世界を貧乏ふ為したるあり廣き世界ハ
 萬物多し雖も人をして徒らふこきを残さしむるか
 澤山ハいらざるものあり

又ある小一種のいたづらごと有り即ち其趣向ハ戯小人を
 悩まし畜類を苦しむることあり譬へバ子供の仲間ふて言
 合せ一人の子供を暗き畏ふておどかさよどの戯り實小
 考へりおきたむと云ふべし斯くおどかす者共ハこき
 をふぐさと思ふべしきどもおどかさう子供身小取
 りてハ如何なるの苦痛ふるべきや物小驚くの甚だしき
 ハ正氣を失ふに至ること有り容易あざざることあり又或
 ハ氣前の子供を馬鹿小して法外なる虚言を話しこき残
 欺て悦ぶ者有り此亦宜しかなざることあり誰ふても人
 小おどかさ人小欺かるるを好む者ハ何れや

も亦人をかどか一人を欺くの理あり又或ハ犬
の尾小空樽を結付け或ハ犬をけいかきて猫を苦しめ石を
投げて鳥を打ち犬猫の子を川小投り込むなど何れも慈悲
の心なきふくまきと云ふべし

又云ふ一種のついきつたうとことつう此つたうハ余
程念入たる仕方にて大悪無道とも云ふべきものなきハ世
間小も怖おつることあり即ち人小對して何れ遺恨を合
夜ひそか小其人の屋鋪小這入て若き木を切倒し或ハ其畑
を荒らし或ハ其牛馬小鞭付けあどむる者ありこハ實小根
性よりなきいたがらふて心つる人の最も惡む所なり

い 蜜蜂と黄蜂の事 寓言

黄蜂と蜜蜂と出逢ひ黄蜂の云へる小世間の人皆余を嫌ふ
て君を愛するハ何故あるや不審千萬あり抑互小容色も大
抵相似寄り唯余ダ体小ハ金色の筋つうて少く君よりも
奇麗あるのを余も君も共小羽根つる虫にて共小蜜を好
或ハ氣小叶えぬこと何れ人小人を刺さる少くも相異なる
ことそれのそり余ハ折藤人の家小も這入り其食事の器小
とやうかどして君小較きバよ不ど人小親しくをさども人
ハ常小余を惡し余を殺さんとむる者多しこも小引替へ君
ハ疑の心深くして人小ハ甚ど疎縁なり小世の人ハ却てこ

をを愛し君のため小八家を作し家根をふれ冬の間に丁寧
小世話して出きを養ふハ何故ぞや實小驚くべき次第あり
と

蜜蜂の云く二ハ外の譯小つと君人のため小益を為さ
どして却てこまを煩も其邪魔を為まゆ世の人ハ皆君
の進づくを好まざるあり余ハ唯毎日いそがしくして人の
ため小蜜を集るゆ名人も自かた余が仕事の無益あざる
を知らず今君のため小謀る小人の好まざる處へ妄小出掛
て無益小時刻を費さしよふの暇を以て何れ世のため小益
あることを勉め給ふ方然るべきあり

③象と仕立屋の事

東印度天竺ありて或る仕立屋見世の窓の内ふて衣裳を仕立
て居り履へ往來ふ一疋の象通りかゝり其鼻を伸して窓へ
さし入る小仕立屋ハ以たうと針を以て鼻を刺しけ
バ象ハ驚ひて其鼻を去り河の方へ走行きたりもこの象
が窓より鼻を入れたるハ害を為し積ふもつとぞを小其
生肉へむどと針を刺したるハ仕立屋のさる以たうとふ
バ其罰を被りしも道理あり暫時つりて彼の象ハ鼻と口へ
一杯小水を含み例の窓下小来り一度小こまを吹出しけ
バ仕立屋ハ頭くぞ懲身小穢き水を被り大事の仕立物もつ

おぬきとかりて近鬼の人お笑しうきたりとつふ

第二十六章 信實を守らる事

人間萬事信實を守らて偽を行はぬ虚言を言わざるハ最も
大切なることあり

譬へばう、小旅人けりて終日の歩行お疲し或る村おて子
供お逢ひ次の宿まで幾里けりやと尋ら小子供ハ偽りて三
里けり路を一里とてつひきかせおバ旅人ハ最早この村お
泊る積おてもうらうか一里と聞きうきお力を得て尚又け
りやと進むべし然るも此子供のたれ小旅人の害を極る
ことハ實お容易あり或ハ先の宿まで行着てして途中お

疲きて倒るゝこともほろく一或ハ無理お身体のお力を用ひ

て病氣を引出し全快お至り難きこともほろく一

右ハ人の身お取らて大なる災難おまきども其本を尋るバ唯

子供の一口虚言を云ひしよりして起られたることなり

又譬へばう、小およんとせんむをさて二人の子供けり二

人とも同ト様の玉を所持して若よんの玉ハせむむの玉

よりも少し良きゆゑせむむの欲心おて若よんの玉を己

が玉ありと云ひけきども若よんハこきを聞入きを双方け

らせむとありてさうバ友達の「ぬ」を證據人おしてこき

を証さんとして同人へ其次弟を告げし「ぬ」ハ年少の子

夫て嘗て「ぜいむを」打たさしこと「ゆゑ其玉ハ」およ
人の玉とハ知れあがら「復ぜいむを」打たさしことを恐る
てこゝに「ぜいむを」の玉ありと云ふも然るも此ハ「ぬり」ハ
虚言を以て玉の主なる「およん」ハ容易あつざる曲を被ら
しめし者と「ゆふべ」或ハ斯る場合にて「およん」も容易ハ
其玉を手離さしことあつるべけし「ぜいむを」ハ力を以てこ
えを取らんとし或ハ「およん」を打擲し双方打合の喧嘩とあ
ることも「ゆふべ」斯る愚へ先生出で来りてこの喧嘩ハ誰よ
「始め」やと尋るふ「ぬり」ハ尚も「ぜいむを」を恐るて「およ
ん」より先ハ手を出さしなりと云ふも由り先生ハ「およん」を叱

ること甚だしく或ハ此を鞭つことも「ゆふべ」然るも此ハ
「ぬり」ハ「ゆふべ」虚言を以て罪なき「およん」を罪ふかとい
ふこと「ゆふべ」者あり
斯くの次第にて「ぬり」ハ「ゆふべ」者の「ぜいむを」を恐るて自分
の身をかたもんがためハ二度虚言を以て大造ふる悪事
災難を引起したり
右ハ唯譬の語ふまじも現在世の中ハ虚言の行も多し「ぬり」
ゆふべ大なる禍を醸すこと「ゆふべ」昔日ハ虚言を以て人を罪ふ
か「ゆふべ」以てこれを殺したる例も珍らし「かたもん」今開けし
世ハ先づ斯る患ハ稀ふまじも尚人を欺き人を誑くは者

けりて其人の面目を汚し其身代を失てしむること少あり
 らむ故小人としてこの世小生を世間のため小害を為さざ
 して益を為さんと欲する者ハ雅き者れよりかてそめふも
 虚言を云をてして一心一向小信實を守りやう心裁くべき
 ものあり

虚言偽計小も色々の種類けりて其罪一様ありを其害同ト
 かたきと雖ども盡く悪むべきものあり子供等がけりきこ
 とを為して父母小叱らまんことを恐てこそ成かくまふ
 とハ即ち偽計あり斯る子供ハ唯己が罪を遁まんとまろの
 とふまども少し道理を考へふバ假令ひ父母の怒ハ恐ろし

くとも眞實を打明てしふこそ自分身のためま一度の
 虚言ハ二度の虚言を導き二度三度こそ小慣きて遂小ハ虚
 言偽計の性を成し世間の人もこの子の云ふことふまハ一
 言なくとも信仰をくくをてこそ成賤しめこそ下げ
 しむるやう小あまふ

物を取らんがため小ハ虚言ハ詩を遁まんとため小ハ
 虚言より其罪深し譬へバく小子供けりていつもの通
 七日日小一度一べまの金を母小貰ひかか父の處小来
 り母小ハ半べまの金もかかりて又父小一べまを貰ひ
 ふどのことけりてハ誠小見苦しき虚言ふて其父小貰ひ

一、バハ盗とたる金とつふべし
 又自分の罪を道きんとし或ハ罪なき人を罪におとし以て
 んとしつてつふ虚言ハ前記したる種類の虚言より今一
 段罪深きものとつふべし
 又心の中小企てて態と人を欺かんがためつふ虚言の外
 小よ一種の虚言はつてこの虚言ハ物事を煩着せざる状或
 ハ物事を性急おぼしめ状或ハ物事小熱くおぼしめどの心得違
 より起るものなりさゆりおぼしめんとつふ人の説小都
 て世の中の虚言ハさざり人を欺かんとして企つるものよ
 りも多しハ物事小煩着せざりより起るを常とて兎角

世の人ハ其つふこと其行ふこと小間違なきやうにして
 心配ハせざりて或ハ當て外道のきとぞれ鬼を以て或ハ事
 の真偽をよく糾きをして唯人の氣小叶せんがため妄ふる
 ことをつふ者多し譬へバ職人など注文の仕事を以て何
 日よて小為さくしとの見込もつて唯人の氣小叶ふ
 やうにして妄ふ日を限して請合ふなども此例あり
 又或ハ物事小心を用ひを唯人を驚かすことのを好て法
 外なる話を為しはより人の害小ありぬ積小て平氣ふる
 者ハ或ハ其たふしの事柄も全く種なき虚言のつふハ
 らざるも元人を驚かしんとする趣意あるハ妄ふ事と大

かいく思ふべけきども信實の語を以て偽を傳へ人を欺く
くともる趣向ふまは惡事非を以て何ぞや音ふこき偽
計とのそ名づくをわらも天のひよりけり罪といふ
べきあり

右の次第を以て人間萬事真實より大切なるものハ一我
身の事不就き他人の事不關する真實を守べきのそあり
て天下古今の物事を察して真偽を別しその偽を去て真
に従ふざるをらむ譬へは歴史を讀むも正しき人の著述
を撰をさるべからむ學問藝術を稽古も亦其事柄の慥
ふして以よく間違ふきものを學ぶざるべからむ證據

はる小はるごき世々の治乱の真を別するを事實を
試みてよく其有様を見る小はるごき學問の真を知る
うらむ物事を詮索して不分明のより小こき捨置くべ
らる必は其真偽是非を別し我心小満足をもよふ至て止
べきあり根なき推量と曲なる考へ世界の害を為し真實の
事と正しき説ハ人間の益を為しものあり

⑤羊飼ふ子供狼と呼びし事

羊の番をる子供はうて或日おぐさる小同村の者を驚かさ
んと思ひおわかしくと呼りて走せけき村の人々ハ狼
の来りて羊小拭しことあるんと心得て忙しくかけ出

其場小至て見えハ何事もあきやあつたことなりと
 て此子を叱りて銘々の家小歸りたり其後数日を過ぎ現小
 狼心で来りて羣るたる羊へ飛撲るよきハ子供ハ何もて村
 小歸りておなかをくんと聲を限小呼び叫べとも村の者ハ落
 付らむひ最早二度ハだよきぬをとも見向く者もゆきど
 こまがたぬ夥多の羊ハみそく狼小取らまけきハ羊の主人
 ハ此よを聞て大息直小此子供へ暇を遣たり
 右の次第小て候とハ云ひふぐも一度の虚言を以てこの子
 ハ渡世の道を失ひたり

ろるべるとふらんくのと兄弟の子供の事

ろるべるとふらんくのと兄弟の子供の事
 と弟を呼びつゝカをらハ竈の前小眠まゝこれを起して
 遊さんと云ひけきバふらんくも面白くも二きより兄弟
 の子供ハ臺所小行て犬を起せり
 臺所の竈の上小牛の乳を入きたる鉢ゆりしどりも二人の
 子供ハこま不氣も付るを夢中ハありて犬と戯れ其機小誤
 て鉢を蹴飛り器も破り乳もこぼりけきハ二人ハ大驚き
 且恐き且心配の様子小て二きでハ今日の夜食ハ乳小
 かるべくと少く弱きたる様子あり一夜食ハ乳小とハ何
 故ぞ家小ハ最早別小乳ハふきや別小乳ハゆきとも茶兩

人のため小はあう多く其のけハ此間蔡ダ乳をこぼした
るぞ乳母上の云へる小乳をこぼるとハ粗忽あけ以後乳を
こぼることけふハ其日の夜食ハ乳を與へざりべし
叱らし色いあふをや けさ色ハ今日の夜食ハ乳をまきの
角ハこの次第を母上ハ告げざりけり何事ハこぼるをさ
うしたるハ直小こま告げよそてか秘く母上の教ふを
その通ふせざりけりかたを 余も直小行くべきかきども
さの急ぐを暫く止るべしといふよふハ「ふとんく
もあを待て 早く来たまへ」今少し待たせよ余ハ何
ふも恐ろしくして行き魚るあり

右の次第を見ても大ハ子供等の心得とあましく都て子供
たる者ハ眞實を語る小恐るべからざり少し待て暫く止ま
ざりいをせりて其不調法の次第を直小打明て云ふべきか
と待ては待つ不ど止まハ止る不ど段々小恐ろしくあま
遂ハ眞實を語ること能わざるの場合小至るべし即ち今
るべるとの心を察する小丁度この場合ハ當て今暫くく
て見合せ居る間ハ遂ハ其鋒を破るたハ次第を打明て母ハ
告ること能わざり小至るべしふらんくハるべると共小行
かんともきども其動りざり見えてこまを捨置き一人小
母の處へ急ぎけり

跡あと不な殘ざんまてろべかとハ何なにとク工夫くふうを運はたらけし母ははハ言こと記しせ
 んものせし思おもひ獨ひとり心こころおろかづきて衆しゆ兄弟けいだい二人ふたりおて口くちを
 擲なへ乳ちちの鋒とがを破やぶて一ひと者ものハ衆しゆ衆しゆおろかづと云いふも母ははも口くちを
 信まことと思おもはん欺あやまさきともふふんくんが既すでに母ははの處ところへ行ゆて眞まこと實まこと
 を告つげたと云いふ色いろハ困まどりたものかると思おも案あんを問と小せう階かい子し
 と下くだる母ははの足あし音ねけりけきけきハ又また悦よろこび申まをすけり
 た「ふんく」ハまゝ母はは不な逢あはさるありさきハ我われ思おもふ
 小せう母ははを欺あやまんとして卑ひ怯けつ未い練れんのろべるとが虚うそ言ことを云いふんと
 心こころ不な決けつしたる
 母ははハ階かい子しを下くだて臺たい所ところ小せう来きり牛うしの乳ちちのこがまて其その鋒とがも破やぶと

たろを見て聲こゑ高たからうふハ何なに事ことを誰たれガ野の業ごうふるやと云いひ
 けきハろべるとハ低ひき聲こゑおて「余あまハこを知らむ」汝なんぢこ
 ま汝なんぢ知らむや眞まこと實まことふふべ「余あまハ汝なんぢを叱しるハ非あやまし假た令たひ
 家か内うちの血ち鋒とがを盡つくく破やぶてつくとも一ひと言ことの虚うそ言ことを以もつふハ
 優まむろぞろべると汝なんぢこま汝なんぢ破やぶてたるふけりやといふハ
 ろべるとも赤せき面めん一ひと顔かほの色いろハ火ひの如ごとくなり「余あまガ為なしたる
 ことおろかづき「さきハ「ふんく」ハ何なに處ところ不な在あるや彼かガ野の業ごう
 あり「ふんく」の為なせしことおもゆと云いふるべ
 と「心こころハ今いまも「ふんく」が来きらハ共とも々々お知しらぬ顔かほせしめ
 んと云いふ積つあり「ふんく」ガ野の業ごうおろかづとハ何なに故ゆゑ汝なんぢこ

ことを知るやとつふふろべるとハ大困其言記せんとして
 今うくーあぐろろききバ持色ハ其記ハ余ハ父ーくこの臺
 所どろ居かたりーおふらんくガ去ま後破りー様子ろろざれば
 あり母汝久ーくろろ居たるバこの鋒さの破きー次第しを知
 らざり記ハ何ろと云へバろべるともせつを話ま又虚
 言まを重まねてろこハ大の野業あるべー母汝去を見たりヤ
 ーこれを見たりと云ふ母ハ怒り母ふくき犬か
 ろべると汝ハ園ハ行て木の枝を折り来き余ハろろーめ
 ためこの犬を打つべーとつひまをバろべるとハせんろ
 ぶく園ハ出で木を折らんともる患へ弟のろらんくハ出逢

ひ急いぎ事の次し弟だを告つげろらんくーも母ハ逢ひ真実を告つげ
 ぞして己ハ如く虚言をいふべーと勸めけるおふらんくハ
 かりくこれハ徒らをいふ余ハ一言たりとも虚言めふこと
 を好よむつカもち名の打りとハ何事を彼の犬ハ乳を
 こがしたる者ハろろをこき紙鞭つとハ何事を余ハ母上の
 患へとかけ出せハろべるとハ其先立て走り先づ家ハ入り
 して錠を卸しろらんくをバ内ハ入きをして彼の木の枝を
 母ハ渡したりハ憐むべきハこの犬あり頭の上ハ振揚げたり
 棒ハ見ゆきと其口小實の話を迷べ能もを今も打きんと
 ろろ其折りも窓の外よりろらんくガ聲を限らずハ無用無

と又母小向て云へる不ハ此後若し近鬼の子供来ると今よ
でつるまじと呼びし犬を何ゆゑかんと改めたりや
と尋る者何れも今日の次第柄をくもしく話し虚言を云ふ
者と眞實を云ふ者とハ斯く違ふものにて其耻と面目とを
説き知らしむべしと

は「わめりや」なる不の事

英吉利の國よりもとの商人せんむを不の事と不の者
不幸ふしそ其身代を不取し「う」を不の田舎不引籠りてさ
びしく日を送り其妻ふ少しわりの貯りたり頼ふして質
素儉約を守り漸く家の暮も立行く不付この上ハ兼て金を

借りたる金主の方へ談合さく調へるんどの商人はむ
べしと仲間を組む再び高賣ふも取裁るべしとて大小樂と
居たり不の事と小一人の娘は名を「わめりや」といふ年
十六歳幼少の事たり祖母の手小せとてらそ我終不成長
しそ少しも教を受けしことおけそ其家の貧乏なるを不
外聞小思ひ只管こそ代隠さんとのせり或日乗合の車不
て家よ歸る事れ相乗ふ三人の町人たり「わめりや」ハ其家の
貧乏なるを隠さんとして様々の虚言を云はく或ハ自分の
家の立派なる模様をいひ或ハ使の下女或ハ所持の馬車
おどしてさも其家ハ饒小暮らせる有様と話せしハ豈國

らんや彼の三人の内二人ハ兼て不る不るどへ金を貸した
る者不て同人ガ分散といひへども或ハ隠し置たる貯金も
巧まん 疑ひこれより借財の断も兼知せざりし折柄と
の娘の話も 兼不相違も巧まをとい思へども尚又念の
ため不る不其許の親父の名ハ不る不るどといひ一度分散
せしきふ是ども今日までも尖張甲さか不暮し給へるや
と尋ねまら不娘ハ尚も眞實と白上せせし以前の如く大
言を吐きけしバ彼の二人の金主ハいよく證據を握りたり
とて不る不るどが不正直なる恨怒もその断を聞うざるの
と事次第をくしく認りて「ろんどんの」何むべしへも

知らせけきバ同人も大小こと成らるるやうとせざりて直
ふ不る不るどへ手紙を遣りし君ガ如き人物と共不仲間を
結さんよう別不正しき人も巧まんも色バ其人と共不事と
為まんしその旨を告げたり

右の次第不て不る不るどハ娘の虚言大言のため不兼ての
心組をも盡く水の泡と為したることを遺恨ふきふふし同
人ハ不快あきども申訳のため「ろんどん」へ行かんぞ病を
押して出立し車不乗らんき錢もかく徒歩不て出掛けしハ
旅行の暇不病を増し止を得して宿屋不泊り養生しけ
不病ハいよく熱病不陥りたり扱もろんどんの「何むべし」ハ

夫婦づきおてりをるまへ行人とまゐる途中少て丁度この宿
 屋へ泊合せ旅人の病不苦しむとの話を聞き兼て慈悲深き
 夫婦の人その容体を探ねんとて彼の部屋へ入り見きバこ
 ろ思拭きなき不る不るど互小顔を見合て共小驚くまかりあ
 りて斯くの次第お成行きして前後始末を物語り齒が
 こをちして怒りけきバつむべし更小又驚きさき巴此入
 小罪何ろおつを今日の今より罪なき君を賤しめりハ余
 々過ありて多くの金を費し其病を介抱して故郷へ送り
 返したる〇不る不るどハつむべし之の慈悲おて一旦の病ハ

全快したまども娘のため小高貴の機を失ひ生涯の間繁昌
 の日小逢えざりしとつふ
 右の次第を以て考ふる人たる者ハ一分一釐おても眞實
 の路を外さざればハ悪事災難ハ身の八方より立起るもの
 あり

⑤ へ見んうをくるの事

へ見んうをくるハ蘇格蘭のどむろつらるるをふる百姓の娘
 あり女の身あまも百姓のことあまも農業を事とし仕事
 の暇ハ教の書を読み深く宗旨を信じて身の行状を脩め
 り父母死して後ハ一人の妹を養ひ共小信心の道を樂しむ

とて朝夕二日を教せしも妹の心意盡しくして姉の教不徒
を遂ふ大悪無道の罪を犯して召捕へらまたり國法を以て
此を吟味せしふこの度の悪事若し他の人ふ相談せしむ
とありば其罪も一等軽くあるべけども當人一人の所為
あま死罪も行むべき様子あり故に「是んより裁判
所へ訴へてこの度の悪事ハ姉と妹ふて相談せしことあり
と申立あば妹の罪も軽くあるべきハ必定あまども露をか
まも欺偽あまへ「是ん」の氣質あて假令ひ親しき妹の一命ふ
拘るることあても虚言ハいふべからむとて心不夫し裁判
所へ呼出さるし「是」最初より「妹」の悪事ふ付てハ一切此を

を知らむと言放しけむハ憐むべきハ妹あり國の掟め如く
死罪を申渡さるたり
右の如く「是ん」ハ眞實を守らんがため妹の命を救もぎ
し「是」と雖ども心中ハ薄情あるふ「是」を其死罪あ定りたる
を聞き命乞のため「是」の政府へ訴へんより三百余里
の路を徒跣ふて女王の膝下ふ至り事の次第を明白に述べ
て歎願しけむば女王もその心中を憐れ死罪赦免の沙汰ふ
及べし
後の世ふ至り英吉利の文人「是」ありとるま「是」とある者へま
人の物語を聞き其眞實を守るの義と其妹を思ふの情ふ感

心して威作の書中かへせんの名を用ひて女武者とふた
 ることわり且其墓所を探り索て大なる石碑を建て碑の銘
 を記し其徳を表したりをもくわるとるまこととて
 世界に名高き文人ふて大家先生なり斯る貴き身分にて見
 るかげもなれば百姓の娘へ厚き禮を奉つるとハ愉快なる事
 といふべし

童蒙をへ草卷の四終

終

